

# 伊勢市公報

第433号  
令和5年11月20日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市障がい者地域相談支援センター運營業務受託者選定委員会規則	2
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	5
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	7
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ パブリックコメントの実施について	9
○ 都市公園の供用開始について	12
○ 都市公園の供用開始について	13

伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則を

ここに公布する。

令和5年11月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第63号

伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市障がい者地域相談支援センター運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部福祉総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 169 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 10 月 19 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	9 台
〃	令和 5 年 10 月 19 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	8 台
原動機付 自転車	〃	宇治山田駅第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
計			18 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市農業委員会告示第 13 号

伊勢市農業委員会第 215 回総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 11 月 9 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 5 年 11 月 16 日（木）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 非農地証明願について
  - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 65 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 66 号

(仮称)伊勢志摩地域自転車等活用推進計画及び(仮称)伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱(平成17年11月1日施行)第5条第3項の規定により、次のとおり(仮称)伊勢志摩地域自転車等活用推進計画(案)及び(仮称)伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画(案)を公表します。

なお、(仮称)伊勢志摩地域自転車等活用推進計画(案)及び(仮称)伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画(案)について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和5年11月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

(仮称)伊勢志摩地域自転車等活用推進計画(案)

(仮称)伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画(案)

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (2) 都市整備部交通政策課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課

- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 令和5年11月1日（水）

至 令和5年11月30日（木）

### 4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「(仮称)伊勢志摩地域自転車等活用推進計画(案)」及び「(仮称)伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画(案)」に対する意見として、伊勢市都市整備部交通政策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法(電子メールを除く。)で提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部交通政策課 伊勢市役所本館4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 交通政策課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール koutsu@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法(電子メールを除く。)

<https://logoform.jp/form/Ezfd/393001>

(3) 意見の提出期限

令和5年11月30日(木)【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市都市整備部交通政策課 電話 0596-21-5703

伊勢市公告第 67 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 5 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
神久北部公園	伊勢市神久 4 丁目 470 番 8 ほか	189

供用開始の期日 令和 5 年 11 月 7 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 68 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 5 年 11 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
ララ公園	伊勢市田尻町字後 217 番 13 ほか	196

供用開始の期日 令和 5 年 11 月 14 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間